



第5章 計画の推進体制。

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進

「みどり」は、多様な生物の生息空間として保全が重要となっています。その大切な構成要素である「緑」を保全・再生・創造するためには、秦野に今ある緑を保全再生するとともに、新たな「緑」の創造に、市民及び事業者並びに行政が、それぞれの役割を認識したうえで、連携し、協働することによる計画の推進が求められます。

具体的には、「緑の把握」については、都市公園や地域制緑地等の緑の現状を把握し、「生物多様性の保全」については、生物調査を実施し、その結果を付属機関である秦野市環境審議会に報告し、指摘や助言を受けることとします。

(2) 体制の整備

協働による緑の保全・再生・創造を進めるうえで、市民及び事業者が参加しやすいシステムを構築し、そのための体制を整備していきます。

(3) 計画の見直し

計画の進捗状況、今後の社会動向、「都市計画に関する基礎調査」の結果などにより、おおむね5年ごとを目安として、必要に応じて計画の見直しをしていきます。

